

享保期の上方における幕府広域支配と大名預所

—— 狭山藩の狭山池預所を事例に ——

島 本 多 敬

【要約】 河内国狭山池を享保六年（一七二一）から預所とした狭山藩北条氏を取り上げ、治水の局面において、享保期の所領錯綜地域・上方における幕藩領主の支配形態を、大名預所と幕府広域支配との関係から検討した。一八世紀初頭に至る幕府の治水制度整備、そして、地域における狭山池治水の体制の動揺を契機として、狭山藩は池の水防強化を目的に掲げて狭山新宿の支配を願い出た。大坂町奉行所は、池の保全と狭山藩陣屋周辺の治安維持という観点から同藩の主張を支持した。また、幕府中央は、狭山藩の能力を利用した治水の強化と河川支配の政務負担軽減を企図したが、同時に河川支配の「公共的」性格を担保するため、狭山池全体を同藩の預所とした。狭山藩による狭山池支配は、同藩にとって陣屋・自領の存立維持を動機としたものであった。一方、幕府にとつては、小規模外様大名を組み込んだ河川支配域の再編と、個別領主が直面する水害という危機の解消を同時に目指した判断であった。

史料 一〇〇巻二号 二〇一七年三月

はじめに

近世の上方八か国（摂津・河内・和泉・播磨・山城・大和・近江・丹波、「畿内・近国」とも呼ばれる）は、大坂・京都など幕府直轄都市を擁し、幕領のほか旗本・寺社・公家領、小規模藩領や他地域の大名領の飛地、比較的集約された譜代大名領などが錯綜していた。また、裁判・警察権・経済政策などで所領を越えて幕府の関与がみられる。そうした上方地域の支

配の特質に関する議論には、領国支配の強力な地域が幕末期まで出現しなかったとする「非領国」論^①、対して、都市大坂を中心に、幕府直轄の性格をもつ諸所領と譜代大名が軍事的戦略から配置されたと指摘する幕府領国論^②が登場した。その後、国を単位とする奉行所支配により裁判・行政が実効的に行われた点を評価する「支配国」論^③が提起され、幕府の奉行による行政を国制史的に位置づけた議論もなされてきた^④。また、錯綜所領を越えた幕府による広域支配が国役普請制度や河川支配機構といった治水の事例を中心に分析され、幕府支配機構自体の具体的な実態と変遷も明らかにされてきた^⑤。

一方、管轄役所である京都・大坂町奉行所の指揮で大名を郡別に巡回させる土砂留制度の分析を端緒に、幕府の奉行所だけでなく譜代大名が自領を越えて上方全体におよぼした広域支配が注目されるようになった。経済・軍事的枢要地である幕府直轄都市に譜代大名が出動する都市大坂の防衛や京都大名火消などが分析され、治水や消防といった広域的な現象に対する大名の役割と、それを機能させる幕藩領主の政治的編成や所領配置の動向が議論されている。さらに近年は、広域支配のもとでも自立性を失わなかった個別領主支配についても、譜代大名領などを事例に検討されつつある^⑥。そうした研究により、上方支配は幕府と個別領主の二項対立ではなく、幕藩領主による「統一的支配」と捉えられる統治が行われており、また、広域支配の枠組み（制度・所領配置）が幕政の変遷を経て享保期までに概ね確立していたことが明らかにされている^⑦。

このような研究史を踏まえたとき、上方の広域支配を考える上で重要でありながらこれまで十分に論じられてこなかったのが大名預所である。大名預所は幕領支配を近隣の藩に委任する全国的にみられる支配形態であり、戦前から制度的変遷と預所の分布が研究対象とされ、通時的かつ体系的な検討がなされている^⑧。上方以外の個別地域を対象とした大名預所支配の経緯と特質に関する議論も蓄積されており、その中で、会津藩南山預所の事例を分析した丸井佳寿子は、大名預所における幕府と藩の関係は必ずしも対抗的とは限らず、正徳期に一度廃止され、直後の享保期に再設定された大名預所は「幕府と諸大名が、封建領主階級として連携を保って対農民政策を進めていかなければならなかった」段階の支配形態

であったと指摘している。^⑬つまり、所領錯綜地域の幕領支配に統治能力を有する藩を利用できる幕府側、そして、自領との地理的に密接な関係を考慮した政策を展開できる藩側の双方にとってメリットのある支配形態として、享保期以降の大名預所が運用されていたのである。

上方の大名預所については、戒重（芝村）藩・高取藩の預所に対する年貢増徴策や高槻藩の一八世紀末以降の預所支配の実態が分析されている。^⑭高槻藩の預所支配に関しては、大塩事件や幕末期の情勢不安を背景として、同藩に枚方宿周辺や能勢郡など支配地域の治安維持の役割が期待されていた可能性が指摘されており、注目される。しかし、広域支配の確立する享保期について、大名預所を広域支配に位置づけるような視角をもって検討が進められたことはない。幕藩領主の共同による上方の広域支配の歴史的意義を明らかにする上でも、大名預所研究を広域支配論と交差させることが肝要である。

以上を踏まえ、本稿では、享保期の上方における大名預所について幕府広域支配との関係から分析し、それによって当該期の所領錯綜地域における支配形態とその登場意義を明らかにする。その対象として、河内国丹南郡に陣屋を置き、近接する狭山池を享保六年（一七二一）から寛延元年（一七四八）まで大名預所として支配した狭山藩に注目したい。というのも、狭山池の支配は治水に深く関わるものであるが、治水は先述のように研究史上、広域支配の枠組みおよび大名の関与を議論する出発点となっているからである。享保期の狭山藩は狭山池の上流部において、先述の土砂留制度とは独自に土砂改を行っていた事実が示されている。^⑮この土砂改は、その後の新出史料から、同藩が発案し幕府勘定所が許可した大名預所としての政策であり、当該地域の土砂留を監督する大坂町奉行所や担当大名の岸和田藩との折衝を通じて実現したことが指摘できる。^⑯この土砂改を、狭山池が狭山藩の預所となった経緯と合わせて検討することによって、治水という広域支配の中で、大名預所の位置づけが可能になるであろう。

狭山藩による狭山池支配について『狭山町史』は、享保改革における地方支配・農政の強化という動向のもと、幕府か

ら狭山藩に池の支配が委任されたと評価し、山口之夫は、狭山藩の狭山池支配の背景に、池の管理に携わる諸集団の対立・私領の普請費用負担の増加があったことを明らかにしている。ただし両者の議論は、狭山池支配が大名預所制度に基づくことが考慮されていない。また、近年研究が進展してきた一七世紀から一八世紀前半における上方治水の動向に位置づける必要がある。^⑧

第一章では、上方地域および狭山池の支配・治水について概観し、狭山藩の大名預所成立以前の状況を確認する。第二章では、享保三年から同六年の狭山池大名預所設定に至るまでの狭山藩の動きと、大坂町奉行所および幕府中央（老中・勘定所）それぞれの対応の論理を分析する。そして第三章では、狭山藩による狭山池の治水政策を検討し、幕府上方治水との関係において位置づけることにしたい。

- ① 安岡重明「畿内における封建制の構造」『日本封建経済政策史論（増補版）』晃洋書房、一九八五年、一〇九―一四二頁（初出一九五九年）。
- ② 八木哲浩「大坂周辺の所領配置について」『日本歴史』二二二、一九六七年、二一―二二頁。
- ③ 薮田貫「『摂河支配圏』論——日本近世における地域と構成——」『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年、一七三―二二二頁（初出一九八〇年）。
- ④ 水本邦彦「畿内・近国社会と近世的国制」『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、一九九三年、二六七―三〇一頁。
- ⑤ 村田路人「近世広域支配の研究」大阪大学出版会、一九九五年。同「享保の国分けと京都・大坂町奉行の代官支配」大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』清文堂出版、一九九八年、三三―五一―三四一頁。
- ⑥ 朝尾直弘「朝尾直弘著作集 第一巻」岩波書店、二〇〇三年、三一―三六七頁（初出一九六七年）。藤井讓治「京都町奉行の成立過程」京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年、一三五―一六七頁。村田路人「幕府上方支配機構の再編」大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年、二〇一―四六頁。小倉宗「江戸幕府上方支配機構の研究」塙書房、二〇一一年。
- ⑦ 水本邦彦「土砂留役人と農民」『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、二二―二七三頁（初出一九八一年）。以下、水本論文A。同「近世の奉行と領主——畿内・近国土砂留制度における——」註④水本著書、二二五―二六六頁（以下、水本論文B）。
- ⑧ 岩城卓二「幕府畿内・近国支配における譜代大名の役割——摂津国尼崎藩と和泉国岸和田藩を中心に——」『近世畿内・近国支配の構造』清文堂出版、二〇〇六年、一〇四―一二九頁（初出一九九八年）。横田冬彦「『非領国』における譜代大名」『地域史研究』二九―二、二〇〇〇年、四六―七三頁。藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」『史料』八八―二、二〇〇五年、三四―六八頁。同「近世上方幕府直

轄都市と譜代藩』『史料』九五・一、二〇〇二年、一四〇―一七七頁。

⑨ 岩城卓二「町奉行所広域支配と尼崎藩」註⑧岩城著書、一四八―二一六頁。同「尼崎藩における大坂町触通達」塚田孝編『近世大坂の法と社会』清文堂出版、二〇〇七年、一九五―二二九頁。

⑩ 大澤元太郎「近世の預所に就いて——江戸幕領の特殊相——」『歴史地理』七七・二、一九四一年、二七―四六頁。渡辺清助「徳川幕府の預地について」『法政史学』一一、一九五八年、六九―七七頁。北島正元「江戸幕府の権力構造」岩波書店、一九六四年、三三〇―三三二頁。

⑪ 服藤弘司「大名預所の研究」創文社、一九八二年。

⑫ 例えば、山田千宏「近世大名預所の性格について——松本藩預所の成立を通じて——」『信濃』三一・一二、一九七九年、一―三〇―一三八頁。同「天保・弘化期の松本藩預所」『信濃』三四・九、一九八二年、六九〇―七〇四頁。濱岡伸也「近世後期における大名預所の考察——能登預所の変遷を中心として——」『龍谷史壇』八一・八二、一九八三年、一五二―一七〇頁。丸井佳寿子「徳川幕藩体制下の大名預所について——会津藩南山蔵入地第一回預り支配を一事例として——」『日本歴史』四四五、一九八五年、一―一八頁。岸本寛「幕末・維新期における松江藩と隠岐預所の基礎的研究」『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇〇三年、八九―一〇六頁など。

⑬ 丸井佳寿子「近世中期の大名預所について——会津藩南山蔵入地第二回・第三回預り支配を主たる素材として——」小林清治先生還暦記念会編『福島地方史の展開』小林清治先生還暦記念会、一九八五年、三三二―三三三頁。

⑭ 谷山正道「寛政改革と農民闘争（序説）——大和高取藩の預所支配と「白川」訴願——」『近世民衆運動の展開』高科書院、一九九四年、一八一―二〇五頁（初出一九七六年）。同「享保改革の年貢増徴政策

と大和国幕領農村」谷山上掲書、三一五〇頁（初出一九八四年）。

⑮ 馬部隆弘「枚方宿とその周辺の高槻藩預所支配——触の廻達を中心に——」『まんだ』八七、二〇〇六年、三二―三七頁。立野康志郎「高槻藩の預所支配と天保改革」『枚方市史年報』一一、二〇〇九年、一五―三九頁。

⑯ 註⑦水本文B。

⑰ 島本多敬「池尻田中家文書——河州狭山池水掛り口川筋土砂改之義二付鈴木飛騨守殿并岡部内膳正殿家来江往答之扣」『洛北史学』一八、二〇一六年、九〇―一〇七頁。

⑱ 「狭山町史 第一巻」狭山町役場、一九六七年、四四八―四五二頁（福島雅蔵執筆）。

⑲ 山口之夫「狭山藩の狭山池支配」狭山池調査事務所編『狭山池 論考編』狭山池調査事務所、一九九九年、七五―九六頁。

⑳ 村田路人「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」『枚方市史年報』一一、二〇〇八年、一―四頁（以下、村田論文A）。同「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」『大阪大学大学院文学研究科紀要』五〇、二〇一〇年、一―二六頁（以下、村田論文B）。同「享保初年における幕府派遣役人の上方川筋見分・普請と堤外地政策」『枚方市史年報』一三、二〇一〇年、一―二六頁（以下、村田論文C）。同「享保改革期における京都代官玉虫左兵衛の堤外地開発事業」『大阪商業大学商業史博物館紀要』一一、二〇一一年、一―一九頁（以下、村田論文D）。同「吉宗の政治」『岩波講座日本歴史第十二巻 近世三』岩波書店、二〇一四年、一―三四頁（以下、村田論文E）。谷山正道「転換期の幕政と民衆——享保改革期の新田開発政策をめぐって——」『日本文化史研究』四二、二〇一二年、二三―四三頁。

第一章 幕府の支配・治水と狭山池

第一節 治水に関する広域支配と大名預所制度の概要

享保期における支配形態の変化を述べる前提として、幕府の治水に関わる広域支配、そして大名預所制度の変遷を説明しておきたい。

(一) 河川支配機構

上方においては、各所領を横断して流れる河川を幕府が広域的に支配し、治水に関する業務を担った。摂津・河内においては堤奉行が置かれ、国役普請（後述）の指揮・監督や国役堤の保全、中小諸河川・溜池の普請所見分、樋普請の許可、川中仕置（河川内の土砂堆積地や流作の管理）などを管掌した。寛永八年（一六三一）には堤奉行に相当する代官の存在が確認されている。堤奉行の職務内容は時期により若干の変動があるものの幕末まで存続し、原則として大坂代官が兼任していた。享保七年（一七二二）までは、上方八か国の水論・山論・境論は上方八か国代官を統括し当該地域の広域支配権を有する京都町奉行所が担当しており、その検使として堤奉行である代官が水論の論所に派遣される場合があった^①。同八年、京都町奉行所の広域支配権のうち摂津・河内・和泉・播磨が大坂町奉行所に移され、論所裁判権・検使派遣の権限も合わせて移管された^②。

貞享四年（一六八七）、幕府中央からの命を受けた大坂町奉行所は川奉行を設置し、四名の川方与力らに淀川筋の川中仕置など河川管理を担当させた。これは、同年淀川筋の河川支配が大坂町奉行所に移管されたことに伴うものであった。宝永元年（一七〇四）、大和川が新河道に付け替えられ、大坂ではなく堺の北に向かって西流するようになった。その結果、

土砂堆積を避け水行が良くなるとの見通しから一時川奉行は廃止された。しかし、川中仕置の必要性はなくなり、同七年に川奉行が再度設置され幕末まで存続した。^③

(二) 国役普請制度

淀川筋のような大河川では、大規模な堤防普請を一括的に実施する必要があった。承応二年（一六五三）、摂津・河内において、国単位で村々に高割りで人足を賦課する国役普請人足役が毎年定例化し（摂河国役普請制度）、淀川・大和川など国役普請対象河川の大規模な改修を継続的に実施できる体制が整備された。享保七年には賦課対象を五畿内に拡大し、幕府が普請費用の一〇分の一を拠出し、村々には人足ではなく費用残額を賦課する畿内国役普請制度に改められた。これにより、費用の増大に対応できる治水体制へと変わるようになった。^④

(三) 土砂留制度

万治三年（一六六〇）以来、淀川筋上流域に対し、木の根の掘り取りや新田開発の禁止などの内容をもつ土砂留令が出されていた。貞享元年からは、上方周辺に所領のある大名らを淀川筋周辺の郡毎に割り当て、その郡において村々に砂防工事・管理を指示し監督させる土砂留制度が実施された。^⑤ 土砂留担当大名への指揮は、制度発足当初は京都町奉行所が担当し、元禄二年（一六八九）以降、摂津・河内は大坂町奉行所の管轄となった。これは、先述の川筋支配の範囲変更に合わせてものとみられる。

右のように、淀川筋の河川支配と治水政策は次第に制度的に整備・強化されていった。その性格は、寛文・貞享・元禄期に実施された淀川筋の河川整備事業による改修工事とともに、下流に位置する幕府直轄都市大坂の舟運・流通機能の維持を目的としていたと評価されている。^⑦

（四）大名預所

大名預所は幕府代官に代わって大名に幕領を支配させる制度で、年貢は幕府のものであるが、そのうち口米は支配する大名の収入となった。寛永から寛文期には、大名の頻繁な転封に伴い遠隔地の一地域などで生じた幕府領を近隣の藩に預けるといふタイプが主流であった。貞享から元禄期には、幕府の財政難を背景に、諸大名からの自発的な返納という形式をとって大部分の預所を返上させ直轄地とした。元禄九年から宝永七年には再度大名預所が設定されたが、正徳二年（一七二二）には全廃された。この時の全廃は、將軍權威の確立を目的として、幕領を全て直轄支配に置いて幕領支配の構造を純化させ、直轄化による幕府の収入確保、そして代官職の創出による旗本・御家人の窮乏打開を目指したものとされている。しかし、享保改革において地方支配の刷新・強化を目的に、享保四年以降、各地で大名預所が設置されるようになった。それ以後、寛政改革の時期などにいくつか改変がなされたものの、制度としては幕末まで存続した^⑤。この享保期における制度復活の背景については、狭山藩の事例を検討する際に改めて触れることにしたい。

大名預所制度の変化は、時期による幕政の課題に応じて、財政上の問題や幕領支配を大名に委ねることの是非・有効性がその都度問い直されたことを示している。

第二節 正徳期以前の狭山池治水

狭山池は七世紀初頭に築造された溜池で、河内国丹南郡に位置する（図1）。慶長一三年（一六〇八）の片桐且元指揮とされる改修（以下、慶長改修）により、現在とほぼ同等の規模・構造が成立した^⑥。南から流れる天野川（現西除川）・今熊川（現三津屋川）という二つの河川を受けて貯水し、樋から下流のより小規模な溜池へ送水するとともに、余水は東除^{あづ}・西除と呼ばれる二つの余水吐から東除川・西除川をそれぞれ北へと流れる。池からの水は、大和川付け替え以前は平野川を通じて大坂城北側の大川へ、それ以後は新大和川へ流れ込んでいた。規模と構造は一村レベルの溜池とは異なり、大規模

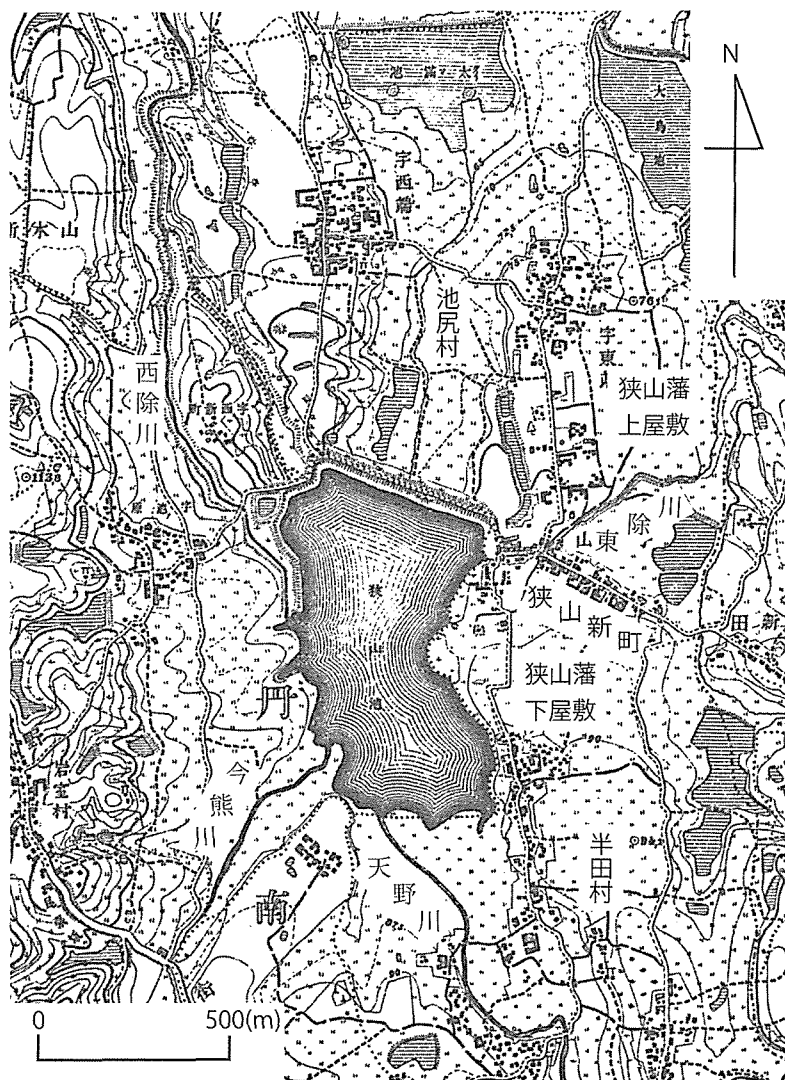


図1 狭山池とその周辺

陸地測量部明治18年測量・同20年製版複製二万分一地形図「狭山」に加筆。
地名は行論に関わるもののみ示した。

な河川に類似する性格の池であった。

江戸幕府の狭山池支配・管理について、元和・寛永期は小堀政一、それ以後は水掛り村やその近隣を支配する幕府代官および堤奉行が、池の普請奉行を担った^⑩。また、大坂町奉行所川方与力が東除川・西除川の川中仕置を担当していた。

地域での池の管理には、池守・樋役人・水下惣代が関与した^⑪。池守は狭山池の北に位置する池尻村（幕末まで狭山藩領）に居住し、慶長改修の下奉行の一人、池尻孫左衛門の末裔との由緒をもつ百姓田中氏が幕府に認められて世襲し、幕府との折衝や幕府から水下村々への触の回達、池と配水の管理を総括する役割を担った。水下村々からは毎年水高一〇〇石につき四升の給米を得ていた^⑫。

樋役人は慶長改修時に周辺村落から召集されて池北辺の狭山新宿（新町）に居住したとの由緒をもち、池守の指揮のもとで池の資材盗難などに対する監視、樋の開閉作業に従事する役を請け負うことで屋敷地を除地とされた百姓である。狭山新宿には除地三七軒分が設定され、池の北東の三〇軒は現在の下高野街道を挟んで南北に分かれ、北側が池尻村領内、南側が半田村領内にあつた。ただし、その支配は後述の一時期を除いて幕府のもとに置かれた。元来大坂町奉行の直接支配であつたが、遠方ゆえ触の回達漏れの恐れがあることなどを理由に、明暦元年（一六五五）六月から代官今井兼統の預かり支配となつた^⑬。寛文六年（一六六六）には当時の大坂町奉行が江戸に伺い、正式に幕府代官支配とされた^⑭。以後、樋役人支配は隣接する幕領半田村の支配代官に附属することとなつた。なお、狭山池・狭山新宿・半田村・池尻村の支配の変遷は表1の通りである。

水下惣代は用水利用・改修にかかる利害調整過程で水下村々の間で形成された組織であり、一七世紀後半からその存在が確認されている。水下村々から領主毎に選出され、計一〇数名で、村々同士での用水差配や池の普請における幕府・領主との交渉を担っていた^⑮。古来より水割符帳をもとに村々への配水を所管してきた池守との間で、水利の利害調整の主導権・地位をめぐり、近世を通じてしばしば争いが生じていた。

表1 狭山池周辺における支配の変遷

年	狭山池	狭山新宿 《南側》 《北側》	半田村	池尻村
1650		大坂町奉行		
1660	堤奉行 ／幕府代官	幕府代官預かり 1655.6～ 幕府代官 1666～	幕府代官	狭山藩
1670				
1700		川越藩 1704.12～		
1710	幕府代官 1616頃～			
1720		幕府代官 1721.3.20～		
1730				
1740	狭山藩預所 1721.3.28～	狭山藩 1748.12～	狭山藩 1721.3.28～	
1750				

狭山池の治水をめぐる状況を見ておこう。大和川など上方の諸河川と共通して、延宝期頃から、上流域の山地開発・山林伐採が原因の一つとなって上流の天野川・今熊川からの洪水・土砂流入が加速した。その結果、池の西除・北堤への被害、池底への土砂堆積が顕著になった。池底の上昇は、貯水量の減少や洪水時に短時間で満水となる状況をもたらし、池の管理上の大きな問題と認識されるようになっていた。^⑩

狭山池の改修は、淀川筋とは異なり国役普請の対象ではなかった。近世初期の普請費用は幕府が全額支出していたとみられるが、延宝三年（一六七五）の西除改修以降は幕府が費用を立て替えるようになり、同年の改修では全村々に水高に応じた額が賦課された。翌四年の西除改修では、私領村々のみ水高に応じた賦課額を一〇か年賦で返納するよう求められた。元禄七年の西除改修の場合、幕領村々については賦課額の三分の二を幕府が負担し残額を返納するよう求め、私領村々は幕府の負担はなくそのまま一〇か年賦とされている。^⑪ このときの賦課額は、費用全体の半額を幕府負担とし、残りを水高に応じて負担したという村々の提案を堤奉行が退けたものであり、幕府の費用負担軽減を意図したものであったと推定されている。^⑫

宝永元年の大和川付け替えによって、狭山池灌漑域にあった幕領の多くは大和川以北に位置することになった。さらに、宝永元年一二月、正徳元年一二月には、大和川以南の丹南・丹北・八上郡内に谷村藩（川越藩）秋元氏の加増地が多数設定された。当時の藩主秋元喬知は元禄一二年一〇月から老中の職にあり、宝永元年の加増は、前年発生の大震災による破損箇所を普請奉行を務めた褒賞として、右の三郡に一万石を得たものである。¹⁹河内国の所領配置上の性格ゆえに、幕領からの切り替えを含む加増地が設定されたといえる。なお、同年の加増時には半田村も川越藩領となり、それに伴って狭山新領も同藩の支配を受けるようになっていく。大和川付け替えと秋元氏領設置によって、水下村々に占める幕領の割合は、元禄七年の六四・七%から、享保四年にはわずか五・三%と大きく減少し、²⁰狭山池灌漑域内に占める川越藩領の比率は上昇した。

こうした変化は、狭山池治水と灌漑域の村々の負担に影響をおよぼしていた。正徳六年の洪水とその被害箇所改修について見ておきたい。時期はやや下るが、享保七年に狭山藩役人から水下村々に出された「覚」には「享保元丙申年六月廿日洪水二而、西除及大破二付修覆普請之儀、大坂堤御奉行江前格を以相願候処、国役外者御支配離候由二而御取上無之二付、大坂京都御奉行所江願書旁以右普請経三年遅滞水下及難儀候事」とある。²¹享保元年（正徳六年）六月二〇日の洪水で西除が破損したため、前例にない堤奉行へ普請を願い出たところ、国役堤以外の支配を離れたため取り扱えないとされ、大坂・京都町奉行所への交渉を経て同四年に普請されたことがわかる。²²改修の費用は「御領ハ不残被為下、私領ハ御地頭様より被為下候」とあり、幕領村々には幕府から、私領村々には各領主から給付または貸与がなされた。国役普請対象河川との取り扱いの違いを明確化させた狭山池支配の改変は、池の改修に影響を与えていた。また、灌漑域の所領の割合変化は、水高割による費用負担を採用する限り、幕領村々の負担をまかなったとしても幕府の拠出額が少なく済み、費用負担が私領主に転嫁される状況を生み出していた。

- ① 村田路入「河川支配機構」はじめに註⑤村田著書、一七一・二〇九頁（初出一九七九年）。
- ② はじめに註⑥村田論文。
- ③ 註①村田論文。
- ④ 村田路入「国役普請制度の展開」はじめに註⑤村田著書、一〇六一・一七〇頁。
- ⑤ 塚本学「幕府の公儀性——諸国山川掟について——」『小さな歴史と大きな歴史』吉川弘文館、一九九三年（初出一九七九年）。はじめに註⑦水本論文A。
- ⑥ 村田路入「近世の淀川治水」吉川弘文館、二〇〇九年。
- ⑦ 福山昭「河村瑞賢と大坂」『大阪の歴史』四、一九八一年、一六一・三七頁。
- ⑧ はじめに註⑩服藤著書、五七・九二頁。
- ⑨ 狭山池の汀線の復原については、日下雅義「狭山池の変遷と西除・東除両河川の性格」『歴史時代の地形環境』古今書院、二一七・二六一頁を参照。
- ⑩ 『大阪狭山市史第一巻 本文編通史』大阪狭山市役所、二〇一四年、三四〇・三四七頁（村田路入執筆）。
- ⑪ 註⑩『大阪狭山市史第一巻 本文編通史』三五五・三五七頁（中山潔執筆）。
- ⑫ 吉川邦子「近世狭山池と池守田中家」狭山池調査事務所編『狭山池論考編』狭山池調査事務所、一九九九年、一二五・一四〇頁。
- ⑬ 福島雅蔵「近世後期狭山池の支配・管理について」二・三の問題」狭山池調査事務所編『狭山池 論考編』狭山池調査事務所、一九九九年、一四一・一六五頁。
- ⑭ 年不明（享保七年頃）「狭山池由緒書」（田中家文書、『大阪狭山市史第五巻 史料編狭山池』大阪狭山市役所、二〇〇五年、近世編史料番号四六〔以下、同書からの出典表記は「市史五」とし、近世編の史料番号のみを記す〕）。
- ⑮ 平野淳「池守田中家と水下惣代」大阪府立狭山池博物館編『近世狭山池の水利変革——番水と水利技術——』大阪府立狭山池博物館、二〇一三年、四八・五五頁。
- ⑯ 市川秀之「近世河川堤防の技術史——畿内近国の例から——」『日本史研究』五九七、二〇一二年、二〇一・五一頁。
- ⑰ 享保二年「河州狭山池水除御普請之義御尋被成候付御家老様方遣書付上ケ候扣」（田中家文書、『市史五』四二）。
- ⑱ 註⑩『大阪狭山市史第一巻 本文編通史』三四七・三五七頁（村田路入執筆）。
- ⑲ 『新訂寛政重修諸家譜 第十五』続群書類従完成会、一九六五年、一九〇・一九二頁。
- ⑳ はじめに註⑲山口論文。
- ㉑ 享保七年五月「寛」（田中家文書、狭山池調査事務所編『狭山池史料編』狭山池調査事務所、一九九六年、史料番号三六〔以下、同書からの出典表記は「池」とし、史料番号のみを記す〕）。
- ㉒ 川奉行との役割調整などの理由から、堤奉行による川中仕置の事例が享保元年一〇月前後を最後に見出せなくなるとの指摘がある（註①村田論文、二〇〇頁）。狭山池の改修願の提出時期が不明だが、その前後に、堤奉行の職務が圍役堤に専門化した可能性が考えられる。
- ㉓ 田中藤平・野村由後・小林瀧太郎編『狭山池改修史』大阪府、一九三一年、二五六頁所収の文化元年の改修願の記載を根拠に、山口之夫は享保元年に狭山池改修があったと推定している（はじめに註⑲山口論文）。しかし、この記述から改修は同年ではなく享保四年であったと判断できる。
- ㉔ 享保五年「密談書」（檀野家文書、『池』六一）。

第二章 享保六年狭山池大名預所の設定過程

第一節 大坂町奉行所への願い出

享保三年（一七一八）正月、狭山藩は大坂町奉行所へ狭山新宿を支配したいと願い出た。当時、狭山藩主北条遠江守氏朝は河内・近江に一万石を領する外様大名で、狭山池灌漑域のうち五か村を領地としていた。狭山池の北東に近接して元和二年（一六一六）以来陣屋を構え、灌漑域付近に拠点を置く数少ない大名であった。享保三年の大坂町奉行所との交渉過程については、狭山藩士花村善助による記録が複数残されている^③。これらの史料から、交渉過程と関係者の見解を確認しておきたい。

正月二十八日、かねて大坂町奉行所に対し藩主北条氏朝の書状と花村からの口上書が提出されており、これを受けた大坂町奉行北条安房守氏英の命により、川方与力の羽津元右衛門・吉田宇右衛門が花村へ吟味を行った。次の引用はそのやり取りである^④。

《史料1》

（前略）扱元右衛門被申候ハ、新町御支配不被成候故常ニも御支配可被成と御願被成候哉と被申候故、其通ニ而候、口上書ニ申上候通、此方領内ニ而候へ共御免地ニ被 仰付候故、

公儀之御百姓領地ニ在在洪水之節ニも安氣不成、皆々罷出候而も差図等此方ニも手前之百姓ヲ申様ニ此郷とハ難申候、然共急時之節見斗差図も仕候へ共行届不申候、かりそめなから大池之義、左様之節役人三四十人斗ニ而欠ケ廻り候とて加勢無之、さりやく成申事ニてハ無之御考可被成候、池守と申ても百姓之事、同等之者ニ候へハ、古来と違當時ハ同格之様ニ相心得、常ニ鹿末のミニ相見へ申

候、此事不成火事盜賊之節も人数罷出、火消盜賊之沙汰有之時ハ取囲ミ急難毎度救申候、他之支配と申ながら門前之義世話のミ地頭も無之所故、常ニ心不快之事のミニ候と申候へハ、御尤ニ候、是ハ御近所と申御領分も有之事、御支配ニ付候へハ能事ニ存候処、古來之筋ニ替半田村へ附候と見へ申候（後略）

狭山藩が「新町」（狭山新宿）の支配を要望する意図を羽津が尋ねたところ、花村は口上書に記した通り、狭山新宿は狭山藩領である池尻村の内に除地として設置され「公儀之御百姓」として樋役人が居住しているが、洪水などの緊急時には、狭山藩役人が自領の百姓に対し動員を命じるように樋役人へ指示ができず、池の治水上問題であると訴えた。また、樋役人は池守の指揮のもとで池の管理業務を行うことになっているが、池守は古來と違い同格の「百姓」であるため思うように動員できず、火事や盜賊の際も狭山藩士の出動により対処していると述べている。つまり、狭山池の東除付近が狭山藩陣屋の門前であることから、こうした問題は陣屋周辺の防衛・治安上の不安につながるとしている。花村は別の箇所でも「古來も旦那屋敷内へ堤切込申候」と、元和六年に洪水で狭山池北堤が決壊し陣屋内に被害が生じたことに触れ、池の決壊は陣屋にとっても危険であるとしている。花村の主張に対して羽津は、狭山藩の陣屋・領地が池に近接していることから、狭山新宿を狭山藩が支配することについて「能事」と自身の見解を述べている。羽津はこの引用箇所の後で「火事盜賊之節御人数出シ御防被成候事、尤大切成義ニ候、御口上書へ御乗せ可被成事ニ而候、なせ御のせ不被成候」と問うていることから、与力側は陣屋門前を含めた池周辺の治安維持を重視していることがわかる。花村は「領も入組有之事、半田村へ附候ハ御領之時ハ格別、給所ニ而ハ、池第一之事ニ候間、無構半田へ付候事難心得と兼而存候」と述べており、狭山藩による狭山新宿支配の要求は、少なくとも建前としては、治水や池の保全にかかり樋役人を動員できるように、川越藩領の半田村に附属する狭山新宿を支配替し、狭山藩領と入り組む状況を改善するところに目的があった。なお、交渉当初のこの時点で狭山池の大名預所化は話題に上っておらず、あくまで狭山新宿の支配関係が問題にされている。

この日の吟味では、同行した池守徳兵衛からも話を聞いている。「申合候通徳兵衛能申候」とあることから、事前に狭山藩側と池守との間で申し合わせがあったことがうかがえる。池守は、樋役人の離反傾向を狭山藩の狭山新宿支配によって抑制できるという点で、藩と利害が一致していたとみられる。

同年閏一〇月一三日には池守・樋役人への吟味が行われ、樋役人側は、池守の指示を受けない旨を記した樋役人の勤方に関する口上書を提出した。^⑥この口上書は川越藩役人から「佐山池之義ハ水下へ申談、念ヲ入口上書等相認上候様二」と指示され、「水下惣代年番之者」と相談し認めたものであった。川越藩役人の指示は、水下村々の過半数を占める同藩の利益に供するため、水下惣代の意向に沿うことを求めるものであったと考えられる。これに対し羽津・吉田は、以前提出された勤方の内容と異なり、また、水下村々に尋ねた上で自らの勤方を書き上げたことを理由に不受理とし、狭山池の樋役と引き換えに除地に居住しているという立場を忘れた振る舞いだとして、樋役人佐左衛門を叱責した。さらに、「伊賀守殿奉行ハ御勤有間敷役人中不案内二而、左様之差図ハ無用成事」と、池支配に通じていない川越藩役人の指示は「（伏元御座）妥当性を欠くとして、「古来ハ当御番所御支配之所ニ而候得共、曾我丹波殿・松平隼人殿奉行之節、御代官所支配被致候様ニ被申渡候、役人衆不知事ハ此方へ尋可被申事二候」と、元来狭山新宿を支配していたことを理由に大坂町奉行所の指示を仰ぐよう述べている。川方与力は、狭山池管理と狭山新宿支配の経緯、そして花村との折衝を踏まえて狭山藩・池守側の主張を支持し、旧来の池管理の体制を維持する意向を示していた。

同月二三日の池守・樋役人の吟味では、樋役人伊兵衛が「洪水之節とても佐山方さのミ御人数御出シ御差図等被成候義ハ無御座」と主張したのに対し、池守徳兵衛は「其儀ハ難心得候、洪水も年々有之事ニ而無之候、既に前々も堤へ水押、御家中構之内へも押込候事有之、御家中も御出池尻村百姓共迄も被仰付防留メ候事、其方年来ニ而其段聞伝可被申候」と反論した。^⑦狭山藩士の出勤の事実が争われているが、羽津は「洪水ハ毎年之様有之物ニ無之事ニ而候、徳兵衛申通りにて候」と池守を支持し、樋役人へ狭山藩からの下知を受ける旨の口上書を当月中に提出するよう命じた。二九日には、樋役

人が再度反論の口上書の提出を試みたが「急御用」を理由に受理されなかった。^⑧ 一月一日に花村が羽津との対談に赴いた際、羽津は「其段いか様ニ申違候とても、徳兵衛池守ニ無相違候、池一卷ハ池守支配致、樋番之者池守之差図致咎之事候」と池守支持の意向を表明している。^⑨

二月一日、大坂町奉行の北条と鈴木飛驒守利雄から次の判断が示された。^⑩

《史料2》

安房守様・飛驒守様御返答

当春被 仰聞候佐山新町御支配之義御願之趣ニ御座候得共、此義ハ寛文六年ニ当奉行彦坂老岐守・石丸石見守江戸へ相伺御代官支配ニ被 仰渡候、御下知御座候ニ付、当番所之支配離レ申候、其上只今其元様・伊賀守殿領入組之所ニ御座候得ハ、御支配被成候様ニ御挨拶難申候、且又池洪水之節御人数被差出御防キ被成候由御尤ニ存候、左様之節樋番之者共へ御下知行届不申候由、一々致承知候、則樋番之者共呼寄致吟味申候処ニ、御下知不請と申義も無御座、洪水之時分御人数被出強而御防被成候ニ而も無之由申候、然共此段ハ御陳屋近所と申大切之事ニ而御座候得ハ、向後も左様之節ハ御防キ弥御下知も可被成儀と存候、樋番之者へも尚又其段申付候、左様御心得可被成候由

(傍線は筆者追加)

狭山新宿は町奉行所の支配を離れ、かつ所領に関する事柄は対応できないことから、狭山新宿の支配替は認められなかった。しかし、狭山藩陣屋周辺の重要な場所であることを理由に、洪水時に狭山藩が指示を出すことを認め、樋役人にそれを受けるよう命じている。

ところで、狭山藩はなぜ享保三年になって、狭山新宿支配の問題を大坂町奉行所へ願ひ出たのだろうか。これについて

花村は、羽津に対して「去々年之洪水を累りニ存寄右之通ヲ相達候義ニ而候」^⑪と、正徳六年（一七一六）の洪水を契機に狭山新宿支配の再検討を大坂町奉行所に申し立てたと述べている。その直前の箇所では、以前、北条氏朝の参府時に、狭山新宿が私領に渡っていることに対する狭山藩の見解を川越藩の家老中へ伝えていた旨を記している。^⑫宝永元年（一七〇四）に川越藩支配に渡って以来、懸案事項となっていた狭山新宿支配は、正徳六年の洪水による池への被害、堤奉行による改修願いの取り扱い却下とそれによる改修の遅れをきっかけに大きく問題となったとみてよい。

第二節 大坂町奉行所側の論理

享保三年の一連の交渉からは、大坂町奉行所の狭山池支配に対する認識を見出すことができる。まず、狭山池と東除川・西除川について、川方与力は「此所ハ度々罷通見分能存罷在候、大切成場ニ而御座候、古来ハ大坂御用害ニ御座候、新川出来爰元々さのミ急度見分不仕候得共、折ニハ見分も仕候、爰元 御城東ノ手切流之ためと兼而承候」と述べている。^⑬狭山池と東除川・西除川が以前から大坂城東側の防衛に関わる存在であったこと、新大和川完成以後は時折の見分となっていることがわかる。依然重要性は失われていないが、大和川付け替えを境に、河川支配上の位置が変化したことが示されている。

また、狭山池へ流れ込む河川の河口部において堆積した土砂が新田開発されている現状に関しては、次のような記述が見出せる。^⑭

《史料3》

（前略）扱池之上ミ埋り申候所ヲ近年新開ニ致候事共申候得ハ、元右衛門被申候ハ、当夏見分ニ参候時分及見候、成程大分之埋りニ而候、左様ニ新開池内ニ致候事不届成儀ニ候、急度御とかめ可被成事ニ存候と被申候故、其段ハ兼々氣之毒ニ存候ハ、半田川・草佐

川之土砂馳込次第二埋り池狭り、洪水之節北堤水当り強ク候而氣遣ニ存候得共、半田領之義支配も不仕、池之儀ニ候得ハとかめ申事難致、其通ニ罷過候と申候得ハ、兩人被申候ハ、是ハ定而池守・水下・樋役共馴合私之徳用ニ致候ものと存候、池埋り候而ハ、今年之様旱ニ而ハ弥水少ク可有之候、ケ様成不届有之節ハとかめ可然由被申候故、各ニ左様思召候上ハ、目立候儀有之節御内意可申と挨拶仕候而罷滞（後略）

羽津はこの年の夏の見分を踏まえ、河口部付近の新田開発が広がっていることを「不届成儀」とし、狭山藩から「とかめ」るよう述べている。^⑮この新田は元々半田村が開発していたが、元禄一四年（一七〇二）、水下村々から堤奉行万年長十郎頼治・小野朝之丞高保へ願ひ出て両代官の手代による吟味を経た結果、「願之通水取候村々の新開」となり、新開からの年貢一七石余は「池為修復料」水下村々の取米とするよう定められていたものである。^⑯花村は、支配違いのため開発について答めることができないと返答している。羽津・永田はそのような現状を、池守・樋役人・水下村々の「馴合」により「私之徳用」としていると批判し、池の貯水量減少が用水不足につながるならば「不届」だとしている。花村はこれを受け、「目立候儀」があれば内々に報告すると答えている。狭山新宿の処遇は、新田開発の規制という点で、大坂町奉行所の支配に属する狭山池の保全に関わるものであった。狭山藩の要求は、大坂町奉行所側のこうした課題と結びついたものであり、大坂町奉行所にとっては、河川支配の維持・強化に向けた協力関係の構築という意図が含まれていたと考えられる。

第三節 幕府中央への願ひ出

大坂町奉行所は洪水時の狭山藩の指示を認めた。しかし、狭山藩は狭山新宿の支配権を得ることを目指して、同四年二月二三日、老中久世大和守重之にこの件を願ひ出た。^⑰

大坂町奉行所と交渉中に、花村は、交渉に関する助言を得ていた羽津や大坂町奉行の公用人田中左内から、大坂町奉行所では所領に關しては取り扱い難いため、江戸で願い出る必要があることを示唆されていた。また、「内証承合之事」と題された、同三年二月一日の町奉行返答後に羽津宅で行われた花村・羽津の対談の記述によれば、花村は「当番所へ申達候而御吟味請候段可申上候、若江戸表々御尋も御座候ハ、委細被 仰上ケ被下候様ニ奉願候、右御沙汰之節ハ、宣被仰上被下候様ニ申述候」と大坂町奉行所側へ協力を要請した。羽津はこれに対し、「御願被成候て二月比可然候、御在府之内幸之義、飛驒守も二月比ハ參府可被致候、御願被 仰上候ハ、飛驒守へ御尋も可有之候、無左而も爰元へハ^{願也}テ御尋可有之候、左候へハ爰元ニ而御尤ニ被存候事、委細致吟味置候趣可被申下候」と答えた^⑩。北条氏朝在府中の二月は大坂町奉行鈴木も江戸へ參府しており、鈴木への諮問があるはずで、幕府中央から求められた場合は狭山藩の願い出を支持し、委細吟味をしておいた旨を報告するとしている。老中への願い出は、このような大坂町奉行所側の支持・助言を背景に行われていたのである。

「内証承合之事」によれば、羽津は「御願之節火事盜賊之御防キ被成候義必之御書入可被成候、重キ義ニ而候、此節火事盜賊之義ハ^{々々}入御念候、殊ニ火之用心ハ江戸表ニも方角火消・近所火消とて中々御吟味之趣共承候、別而大切之儀ニ而候へハ此節御願之時節能候」と花村へ述べている。幕府が最近消防制度に注力していることを踏まえ、火事・盜賊の際に狭山藩が出勤している事実を明記して願い出ることが重要だと示唆している^⑪。消防制度の改革を重要視する見方は、陣屋周辺の治安維持を重視する大坂町奉行所側の立場と共通している。

では、幕府中央との交渉の経緯を、狭山藩の預所支配任命前後の動向などを書き上げた「狭山池由緒書」^⑫などに基づいて確認しておきたい。

享保四年一月、「狭山池御吟味御用京都御代官」の鈴木九太夫正當・内山七兵衛高永は「池役人」と水下惣代を京都へ呼んで吟味し、池守・樋役人・水下惣代の口書と池の絵図を兩代官から江戸へ提出した。翌五年七月二三日、狭山藩は、

同年六月二七日に死去した久世重之の担当御用を引き継いだ老中井上河内守正岑へ願書・絵図を持参している。

狭山藩の狭山新宿支配に反対する水卜惣代が作成したとみられる記録「密談書」^⑧には、七月二三日付けの「奉願口上之覚」という記事があり、狭山藩から老中井上に対する願書の内容を写したものと推定される。そこには、池守を務める自領の百姓同様に狭山藩が狭山新宿を支配したいとの主張を掲げ、三か条にわたりその子細が述べられている。この二か条目には、洪水時に狭山藩士が出動し「領分之百姓共」を動員して水防に当たっているが、樋役人は支配違いを理由に狭山藩の指示を聞かず、正徳六年の洪水の際には、北堤が危険な状態になったが西除が崩れたため水が抜けて難を逃れたと述べている。そして、「古来より大坂町奉行見分所」であるが「手遠之支配ニ而者防用心届キ不申」ため、「私在所手近之新町」を池尻村領内にある北側一五軒だけでも支配したいと要望している。この条の末尾には「伊賀守儀者大坂二領知之役人共差置申候」と、川越藩が狭山池から離れた大坂に支配の役人を置いていることに触れている。三か条目には、「大坂御奉行所ハ河内国支配之儀故」狭山新宿支配について諮ったことと、直接支配を離れるため対応できないが委細吟味は行つたとの大坂町奉行所側の返答を伝え、大坂での交渉について簡単に述べている。「奉願口上之覚」の末尾は、「畢竟旱魃水難之為ニ御座候得者、諸事申付度、新町支配之儀奉願候、以上」と締め括られている。大坂町奉行所側とのやりとりでは、陣屋周辺における火事・盗賊への対応を強調する方針が出されていた。確かに火災時に対応し狭山藩士が出動していることは二か条目で触れられている。しかし、同時に、狭山新宿支配の要望を総括して「旱魃水難」の解消という目的が表明されている。

水卜惣代・樋役人はこの狭山藩の願い出に対して異議を唱え、川越藩による狭山新宿支配の継続を支持した。「密談書」には、川越藩役人に提出したとみられる同年八月付けの水卜惣代・樋役人による「乍恐口上書」の写しが記されている。先述の狭山藩から老中に宛てた願書の写しの内容が「密談書」に記載された理由には、狭山藩の動きに対し、川越藩役人による領民への意向確認というプロセスで、情報提供があった可能性が想定される。ここでの両者の主張の詳細は山口の

議論²²に譲り、狭山藩と狭山池の関係について言及している点に限定して分析を深めておきたい。水下惣代による口上書では、狭山藩による狭山新宿支配によつて、現在の水掛り村々以外を含め狭山藩領への無秩序な送水がなされること、池内にて「御家中方殺生等番水之妨に成」振る舞いが起こり得ること、新たに池内の新田開発が進められた場合、貯水量が減り水下の用水に影響を与えることが挙げられている。また、樋役人の口上書では、「新宿御支配被成度との表向被仰立二相聞江申候得共、実者狭山池御支配被成度、御勝手ニ宜敷御心付ニ而御座候」と、狭山藩が財政的理由から狭山池の支配を企図していると指摘されている。そして、狭山藩の支配により後ろ盾を得た池守が優位に立つことで、池の水掛りに属さない池尻村による取水妨害²³が激しくなり、狭山藩領に有利な送水などが起こり得るとの懸念が示されている。両者の主張からは、一部の水掛り村々の領主に過ぎない狭山藩が狭山新宿を支配することによる、用水秩序や池の保全に対する悪影響への警戒があったことがわかる。

同年一月九日、幕府代官鈴木・内山それぞれの支配所と丹南藩・旗本小出氏領から各一名、そして川越藩から二名の水下惣代が連署して、樋役人が、「古来々之勤方之義」を記した口上書を鈴木・内山に提出した。そこで樋役人は、川越藩役人の大坂屋敷から指示を受けて水防に出勤し、「右之外ニ脇方洪水之節、防之手伝立合申候義ハ、曾而無御座候御事」と主張している。一方、同月一三日には狭山藩領の水下惣代一名と池守が連名で、鈴木・内山宛ての「口上」を提出した。その控には、樋役人が「池守役人」と名乗ることの不当性と、領主毎の村々水高ゆえ川越藩領の村々から三人、狭山藩領から一人の水下惣代が選出されるため、「何事二而も惣代立合相談之義ハ大勢の方へ片付申候故、外様惣代大勢の方へ付申候故」川越藩領の惣代の意見が通ることへの不服の旨などが記されている。また、この「口上」には、「往古々度々之書付共狭山池守徳兵衛と御取被遊差上、昔々年頭御礼二も狭山池守徳兵衛と御代々御奉行様御帳二も留り申候御事」、そして池守の指揮を受けるとした「三十七人惣代佐左衛門・伊兵衛口書も大坂御奉行様二差上御座候御事」と、支持を受けている大坂町奉行所の記録を参照して池守・樋役人の関係を確認するよう求める主張がみられる。

吟味の末、同六年三月二八日、老中から狭山藩へ「河州狭山池支配」が命じられた²⁷⁾。その形式は、三月二〇日に幕府勘定所が半田村を代官内山に引き渡して幕領とした上で、池尻村内に位置する狭山新宿の北側一五軒を狭山藩支配とし、半田村内に位置する南側一五軒と池内に開発された新田（以下、池内新開）を含む狭山池そのものを大名預所とするものであった。北条氏朝自身はこの決定について、日記に「佐山新町半分支配願之通被 仰付、且亦佐山池之義毛支配」と記している²⁸⁾。要求していた狭山新宿に加えて、狭山池をも預所として支配することになったと受け止めていた。以上の経緯から、狭山藩による狭山新宿支配の要望に幕府の意向が加わったことで、狭山池大名預所が成立したといえる。

第四節 幕府中央側の論理

幕府中央が狭山新宿・狭山池を大名預所とした理由について、当該期の幕府による地方支配の動向と、享保五年段階のそれぞれの主張を照らし合わせて検討してみたい。

享保期における大名預所再設定の前提に、幕府の年貢収入増加を目的とした、不良代官の処罰と旧来の代官手代廃止による地方支配刷新という課題があったことはすでに知られている。享保六年閏七月二九日の高松藩・伊予松山藩へ預所支配を命じた書付にも、「御仕置等之儀二付、大法は御勘定所え可被承合候得共、其所之只今迄之致くせをは聞合被申間敷候」と記され²⁹⁾、当該幕領での支配上の慣例撤廃が掲げられていた。川越藩領が多数を占める水下村々と同藩の支配下にある種役人が結託した状況は、配水上の不公平、また、反池守の立場から、池の保全に携わる池守の排除に向けた運動が起る可能性をはらむものであり、刷新すべき「只今迄之致くせ」であったと推測される。

大坂町奉行所が川越藩役人を狭山池に関して「不案内」であると認識していたことから、川越藩支配を継続させ洪水時の動員を任せることは想定されておらず、水防体制の改善策として支配替が必要と考えられていたとみられる。また、享保五年七月の「奉願口上之覚」に、狭山藩が「畢竟旱魃水難之為」と記していたことも、年貢収入増加を目指す幕府の意

向に則した表現であったと思われる。

では、その支配替に際し、幕府代官ではなく狭山藩に支配させた理由は何だったのであろうか。狭山藩は「手遠之支配」に代えて「私在所手近之新町」を支配したいと主張しており、池との近接性ゆえ、非常時に迅速に対応できることが評価されたと考えられる。元和六年の洪水で陣屋に被害が生じた例を挙げたことも、非常時を経験し狭山池を熟知している狭山藩が治水施設としての池の保全に積極的な役割を果たし得る、という判断の材料になったであろう。

一方、水新村々が狭山藩による恣意的な配水・新田開発推進を危惧していたことから、狭山新宿・狭山池の幕府支配そのものを放棄して狭山藩領とすることはできなかったとみられる。そのため、狭山新宿の北側一五軒を属地主義的に狭山藩領としたほかは、同藩の直轄支配を避けて、形式的に幕府支配を維持させ、用水秩序に混乱が生じた場合は預所を廃止できるようにしていたと推定される。

さらに、享保三年、それまで大坂町奉行所が所管していた上方の大河川は、新・旧大和川と石川を堺奉行所、淀大橋以東の木津川と淀小橋以東の宇治川を伏見奉行所が所管するようになった。^①この改変は、河川支配機構の管轄範囲を近隣の奉行所へ分割し専管させ、淀川・大和川筋の河川管理の強化を目指していたものとされている。^②この管轄範囲の分割と専管化傾向を踏まえれば、狭山池の狭山藩預所化も同様に、大坂町奉行所の政務負担軽減と河川支配の強化を狙って設定されたと考えられる。

所領錯綜地域において幕府が河川支配することの「公共的」性格を担保しつつ、藩の能力を利用して池の治水の強化を図る。この二つの目的を達するために、幕府は大名預所という支配形態を選択し、狭山藩に支配を委任したといえよう。

- ① 『新訂寛政重修諸家譜 第八』続群書類完成会、一九六五年、二九四―三〇五頁。
- ② 一八世紀前半以前の狭山藩の藩政機構・藩士の序列については、史料の制約から不明な点が多く、交渉当時の花村の藩内における位置は不詳である。交渉後ではあるが、享保九年四月の花村は「郡代」である。享保九年四月「河内国錦部郡賀大新田智福山龍雲寺御建立開基覚

帳諸目録」(龍雲寺文書、『大阪狭山市史第三卷 史料編近世』大阪狭山市役所、二〇一〇年、史料番号八八)以下、同書からの出典表記は『市史三』とし、史料番号のみを記す。

- ③ (A) 享保三年「狭山池巡見につき記録」(田中家文書、黒箱三二五)。(B) 享保三年二月二日「大坂御番所江池尻徳兵衛罷出候節之覚」(田中家文書、黒箱六三三)。(C) 享保三年「善助勘覚書」(田中家文書、七九・七六)。(D) 享保三年「大坂勘方 承合覚」(田中家文書、黒箱三二六)。(E) 享保三年二月「大坂御番所御用并承合之覚」(田中家文書、黒箱六四)。(以上のうちC以外は、はじめに註⑩山口論文で参照されている明治四年三月「元狭山藩享保三戊年日記写」(田中家文書、七二・七一・七三)にほぼ同内容で書写されており、A・B・D・Eはその原記録である。なお、田中家文書の未翻刻史料は大坂府立狭山池博物館架蔵の紙焼版を使用した。

- ④ 註③史料A。
⑤ 年欠(元和六年)六月二日「狭山池水留め普請につき小堀政一書状」(田中家文書、『市史五』一〇)。
⑥ 註③史料B。
⑦ 註③史料C。
⑧ 註③史料D。
⑨ 註③史料D。
⑩ 註③史料E。
⑪ 註③史料D。
⑫ 北条氏朝の日記の宝永五年七月一日の記事にも「十六日佐山新町之事直石近太夫江申達、松平甚三郎江頼、秋田馬守江申進」とあり、^{北条氏朝}実際にやりとりされたと考えられる。「氏朝公日記」(北条家文書、『市史三』九五)。
⑬ 註③史料A。

⑭ 註③史料C。

⑮ 享保三年三月、大坂町奉行所は流作場の開発状況を調査し、現状を記した帳面を村々から提出させていた。これは前年以來幕府中央の政策として進められてきた流作場規制強化の一環であり、当時、流作場が治水上の重要な問題と認識されていたことによる。はじめに註⑫村田論文C。

⑯ 享保七年五月「御預ヶ所狭山池並新開存寄帳」(田中家文書、『池』一三五)。

⑰ 享保七年五月「狭山池由緒書」(田中家文書、『市史五』四六)。表紙には「享保七庚寅年五月、狭山池出来其後種役人御支配之訳此方帳御支配ニ被蒙 仰候大辻覚書、此通相認 御前江一帳上ル扣」とあり、同年同月の預所支配の方針に関する勘定所との折衝に関連して作成されたものと推定される。

⑱ 註③史料E。

⑲ 網吉政権から吉宗政権にかけて、都市における火災への対応強化のため消防制度が再整備された。その一環で、享保三年一〇月、江戸では藩邸から消火にあたる人足を差し出させる近所火消が制度化されている。藤本仁文「元禄―享保期における三郡の消防制度設立」『ヒストリア』二〇九、二〇〇八年、三〇一―五七頁。

⑳ 註⑭。

㉑ 第一章註⑭。

㉒ はじめに註⑯山口論文。

㉓ 池尻村は慶長一三年八月に、池改修に伴う用水源喪失の代償として「大樋之もり水」と呼ばれる自由な取水権が認められていた(慶長一三年八月「覚」(田中家文書、『市史五』一六三))。そのような特権的取水が取水妨害とみなされたと推定される。

㉔ 「狭山池古記書抜」のうち、子(享保五年)二月九日「乍恐以口

上書申上候」(太田康夫氏所蔵文書、『日置莊町史』史料番号八)。
 ② 子(享保五年) 二月二三日「口上」(田中家文書、『市史五』一二六)。

③ 年欠(享保六年)「狭山池支配につき老中連署奉書写」(北条家文書、『市史五』四三三)。

④ 年不明「狭山池樋役人心得等覚書写」のうち、年欠(享保六年)三月二〇日「樋役人之義二付御書付 内山七兵衛様へ下り候御書付之写」(壺井家文書、『池』一四四)。

⑤ 註⑫。
 ⑥ 大石慎三郎「享保改革の経済政策 増補版」御茶の水書房、一九六

第三章 狭山池大名預所支配の設定意義

第一節 狭山藩による治水政策

狭山藩が打ち出した狭山池の治水政策を確認しておきたい。

まず、享保六年(一七二二)七月、北条氏朝は池守の勤方を定めた。^①寛永一〇年(一六三三)に小堀政一により出された池守勤方に確認できる池守による用水差配、洪水時の水防、水下村々から池守への給米上納といった規定に加えて、樋役人から池守・狭山藩役所への注進、池守から樋役人への差図に基づく配水、池の用材管理や堤防の植生管理の義務が新たに記された。^②これにより、幕府支配の狭山池を管理する池守・樋役人の役割と、池守・樋役人・支配役所である狭山藩との職務上の相互関係が、同藩によって再規定された。これまでも、池守は水下村々からの給米、樋役人は除地という反対給付を得てそれぞれ池の管理業務を担い、幕府からの委嘱に対して責任を負う点で共通する存在であった。しかし、両者

八年、六六一〇二頁(初出一九六一一年)。辻達也『享保改革の研究』創文社、一九六三年、一四六一八六頁。はじめに註①服藤著書、九二一一二〇頁。

③ 高柳貞三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、史料番号二九二九。

④ 「川方地方御用覚書」大阪府史編纂所編『大阪府史史料第六十六輯』大阪府史料調査会、二〇〇五年、九四頁。

⑤ 村田路人「江戸時代の大和川治水と堺奉行所」『フォーラム堺学第十九集』堺都市政策研究所、二〇一三年、四五―八二頁。

の相互関係については、一七世紀初頭においては、小領主的性格を有していた池守田中氏に対し樋役人が従属するあり方であったとみられるものの、「池守と申ても百姓之事、同等之者二候へハ、古来と違當時ハ同格之様ニ相心得」とあるように、田中氏の小領主的性格が次第に失われていった結果、池守と樋役人の上下関係は自明のものでなくなり、樋役人が田中氏と同じ「百姓」として相対的に捉えるようになったものと思われる。また、水下村々による池や用水の管理における利害調整能力の蓄積も、池守を筆頭とする池管理のあり方の動揺につながつたとみられる。狭山藩はそうした状況に、預所の支配役所として介入し、現在の池管理体制を補強することで対応しようとしたと考えられる。これは、狭山藩があくまで狭山新宿の支配を求めてきたことに通じるもので、池守勤方の設定が狭山藩の治水政策として比較的早期に打ち出された理由には、願い出当初からの上記のような意図が推定される。

享保七年五月、狭山藩は「御預ヶ所狭山池并新開存寄帳」（以下、存寄帳^④）と「御預り所狭山池新開諸事定帳」（以下、諸事定帳^⑤）を作成した。前者は狭山池・池内新開の委細と今後の支配に関する趣意書、後者は狭山池・池内新開の預所支配において定めるべき施策をまとめたものである。両帳面は預所支配の方針について承認を得るため江戸の幕府勘定所へ提出された^⑤。

存寄帳によれば、池内新開は享保七年正月に狭山藩による検地が行われ、四一石余の定免が設定された。そして、勘定所に対し池内新開について次のように求めた^⑥。

《史料4》

（前三か条略）

一池之樋式ヶ所・水除式ヶ所・堤・道・橋等之修復普請、古来ハ水御料之村方茂多御座候故ニ候哉、一切 公儀御普請ニ而御座候所、其後私領方江段々相渡り申、其上元禄十四辛巳年々池下村方之新開と成、式石五斗小物成之外拾七石余徳米も有之故候哉、享

保四己亥年普請入用村々々高掛りニ指出申候、向後者新開御取上ケ地ニ成、年貢四拾石余年々上納仕候様ニ申付候得者、前々之通公儀御普請ニ可被成下筋ニ相見江申候、依之吟味仕候処、古来御普請被成下候段々之格、池守所に古帳面ニ有之由、水下五十三ヶ村相願、古来之通御普請被成下候様、先格共書付差出願申に付、相考候処願之子細も有之ニ付、則遂吟味従前々之格帳面之通、別紙に書付此度掛御目候

（二か条略）

右之通佐山池拙者支配ニ被 仰付候故、御預ケ所新開之儀茂段々吟味相考候上、拙者存寄申違候、何分池相統用水丈夫ニ罷成、池下御料・給領之為ニ御座候間、普請等之訳御聞届、普請入用被下置候様致度御座候、池ニ附候定書存寄之ヶ条別帳に相認掛御目候、以上

享保七壬寅年

御勘定所

御名御印

（傍線は筆者追加）

灌漑域の幕領が次第に私領に変わり減少したため全額幕府負担の普請がなされなくなったこと、さらに、元禄一四年（一七〇一）に設定された池内新開からの「徳米」（池の「修復料」一七石余）を理由に村々へ負担が課せられていることを述べ、今後は池内新開からの年貢を幕府に上納することで、以前の通り「公儀御普請」により狭山池を改修したいとしている。池守のもとに残された過去の「御普請」の記録を利用した要望は認められ、以後、普請の諸入用と奉行の扶持米は全額幕府負担で実施された^⑦。

狭山藩は池内新開の耕作を全て種役人に請け負わせた。存寄帳には「他々請負下作人茂池近村或外より入候而、是迄之通池床連々ニ開添、又八用水之障りニ罷成候得者、池之為悪敷」「外ニ田畑も無之困窮仕候故」とあるが、新田開発を抑

制して池の保全を図ると同時に、狭山藩支配に反抗をみせていた樋役人への懐柔を企図して耕作地を給付したとみられる。その際、水下村々の請願を受けて、池内新開の検地帳は諸事定帳とともに水下村々へ渡し、これまで同様、水下惣代による「請所」として管理させた^⑨。狭山藩の恣意による池内の耕地開発進行に対する、水下村々の危惧を抑える効果を期待したのとも考えられる。

池への土砂流入・堆積を防ぐ対策としては、諸事定帳に「一土砂浚（池之内所々、年々見分之上）、一池之水上川筋土砂留（天野川・今熊川）」との記載が見出せる。土砂浚については、享保七年に「狭山池東除口より川筋土砂浚并葺払」を堤防上の往還普請とともに行い、人足扶持米が支払われたことから、東除口から東除川筋までの浚渫と葺などの刈り取り実施が確認できる。上流河川の「土砂留」については、狭山藩が池の支配を命じられた当時、池の位置する丹南郡と上流の錦部郡は岸和田藩が土砂留を担当していた^⑩。しかし、諸事定帳に「一池水懸り口、天野川・今熊川此両川筋より大水之度々土砂流入埋強候故、右川上年々見分遣、川堤山崩など竹木芝等植付土砂留致候様二可申付事」とあり、狭山藩が勘定所に対し既存の土砂留制度とは別の土砂留見分を提案していたことがわかる。この狭山藩による土砂改の性格について、享保八年における狭山藩・大坂町奉行・岸和田藩相互の調整過程を記した「河州狭山池水掛り口川筋土砂改之儀二付鈴木飛騨守殿并岡部内膳正殿家来江往答之扣」（以下、「扣」）から検討しておきたい。

狭山藩は、狭山池預所の政策として上流河川の土砂改の実施を勘定所から認められ、享保八年四月一日以前に、「大坂御触下」であることから大坂町奉行所にその報告を行っていた。しかし、大坂町奉行鈴木は、土砂留制度と重複し、丹南郡・錦部郡を担当する岸和田藩が不審に思うことを危惧して、同藩へも話を通しておくよう返答した。同年四月二日、山藩土朝比奈弥兵衛は岸和田藩士らへ用状で、取水用の堰や沿岸の耕地開発を原因とする土砂流出を抑止するため見分を行い、流出防止を心得るよう村々に申し付けたいと説明している。その際、「遠江守所存之通御聞届被 仰付候」と幕府中央から命じられたことを示しつつ、狭山藩による土砂改実施の了解を得ようとしている。大坂町奉行鈴木が危惧してい

る、岸和田藩が担当している土砂留の「承場」と「二重」になることについては、岸和田藩の担当する「山方」ではなく「天野川・今熊川内二而平川之土砂之義」であるので二重の見分には当たらないが、その場の様子に応じて岸和田藩側へ報告したいと求めている。なお、四月八日付の大坂町奉行鈴木に宛てた北条氏朝書状の写しに「唯今迄両川狭山池掛り口江砂留役人罷越候事、拙者初家来之者迄も覺不申候、定而川上之山方江廻り申事茂可有之候得共、狭山池辺砂留吟味之義無之候」とある。事実の当否は措くとしても、岸和田藩の見分が、狭山池河口部周辺では不十分だとする狭山藩の認識があったとみられる。

以後の交渉は、「川筋御用之義ハ大坂町御奉行様方御支配ニ付」（四月三日付朝比奈弥兵衛宛て岸和田藩役人五名書状写し）、あくまで大坂町奉行の指示が必要だとする岸和田藩側と、「御双方共御下知之儀」（四月五日付北条遠江守宛て鈴木飛騨守書状写し）、つまり、幕府中央からの下知を受けた両藩の合議によつて分担すべきで、土砂留「承場」の差配は自らの権限に属する事柄でないとする大坂町奉行鈴木との間で難航した。狭山藩は、岸和田藩が行う土砂留管理との違いとして「山方」「平川」というエリアの区別、そして、土砂流出を防止しよう川筋村々へ「申付」を行うもので、土砂留普請の指示・監督も行う岸和田藩の職務内容とは異なることを主張し、大坂町奉行鈴木に理解を求めた。また、四月二四日に狭山藩は、同藩役人が見分で確認した砂防上の問題は同藩から村々へ直接「申付」を行わず岸和田藩役人へ注進し、岸和田藩から大坂町奉行所へ報告させてこれまでの土砂留管理の通りに対処してもらうようにしたい、と主張を一部変更した。しかしその後も鈴木は、土砂留担当箇所について大坂町奉行は判断できないとした。結局、同年六月二日には、「差掛り候義二而も無御座、飛騨守一存二而茂御挨拶難申」ため、大坂町奉行北条と相談することとなり、同日付で狭山藩は、岸和田藩・鈴木とのやり取りをまとめた帳面を在府中の大坂町奉行北条へ送付して、北条氏朝の在府中に両者で協議することとなった。その後の過程は「扣」に記載がなく不明であるが、諸事定帳の付箋に「此方を見分之節、別条在之候得者、大坂御番所へ御戻申遣、大坂御番所より岸和田江被仰達候筈ニ御座候、右之段北条安房守様・鈴木飛騨守様江、遠江守様□」

申談、如斯相定り申候」とあることから、最終的には、狭山藩による両河川の見分と大坂町奉行所への注進が認められることになったとみられる。

交渉過程において、狭山藩は池の保全上の重要性から土砂改の実施に積極的であったが、一方の大坂町奉行・岸和田藩の態度は消極的であった。狭山藩側の預所支配上の必要から行われる狭山池周辺地域での土砂改は、幕府広域支配として郡単位で実施されるより広域的な土砂留管理とは、目的・利害・重要性の認識が一致していなかったとみられる。しかし、折衝の結果、狭山藩は土砂留制度と職務は異なるものの、同じく大坂町奉行所を管轄役所として見分・注進することとなった。大名預所支配として行われる土砂改は、指揮系統上は、大坂町奉行所の統括する広域支配に組み込まれることになったといえる。京都大名火消ならびに尼崎藩・岸和田藩の参勤交代の組み合わせに関する議論においては、幕府中央が火消役への任命や参勤交代時期の決定を行い、幕府上方役人が火消出動時の指揮、あるいは出国・帰国前後の折衝・調整を担当することが指摘されている。^⑬ 狭山藩の土砂改と土砂留制度の関係についても、同藩が江戸において許可された政策であることから、同様に大坂町奉行所の管轄下に位置づけられたものと推定される。

第二節 狭山藩による狭山池預所支配成立の意義

以上を踏まえ、享保期に狭山藩の狭山池預所支配が成立した意義について検討したい。狭山藩が先述の政策を実施した理由には、次の三点が推定できる。

一点目は、狭山藩陣屋および自領の災害防止を目的とした池の治水・管理の実現である。元和六年の洪水の経験により、池の破堤時には段丘上に立地する陣屋もまた危険に晒される可能性が認識されていた。そして、破堤した際に最初に洪水の被害を受けるのは、北堤の直下に位置する池尻村である。同村の石高は一八世紀前半には一〇九八石余であった^⑭。また、狭山池の番水を受ける狭山藩領村々の石高は合計約二三三八石余で、池尻村と合わせて同藩の総石高の三割以上を占めて

いる。治水による狭山池の維持は、これらの自領村々、そして藩の存立に大きな影響を与えるものであった。

二点目は、池の改修費用の私領負担抑制制である。度重なる改修は私領村々の負担となり、村々の要求に応じて費用を抛出すれば藩財政への負担となる。この問題を、自領の負担分が減少していた幕府に代わり、狭山藩が主体となって治水を最適化することで解決しようと試みたと考えられる。池内新開を財源とした公儀普請による改修の提案も、そうした発想の延長線上にあるといえる。

三点目は、狭山藩領民に有利な水利秩序の維持である。享保五年一月一日に狭山藩領水卜惣代・池守連名の口上⁶⁷が提出されていたことから、領主の違いに基づく池の管理集団の力関係の問題に関して、狭山新宿もしくは狭山池を狭山藩が支配することに、自領民から改善の期待がかけられていた可能性が考えられる。また、同年八月の樋役人の口上書には「近年徳兵衛義水割役為相止メ可申と、是又水卜村々より申出候得共、去ル^{享保四年}亥年大切成西除御普請 御公儀様方被為成下候時節御座候故、指扣罷在候」とある。^⑮公儀普請による私領の改修費用負担軽減は狭山藩以外にも適用されることから、公儀普請の実現に、幕府との交渉窓口を担う池守に対する狭山藩領以外の水卜惣代の反感を抑える効果も期待されていたと推測される。これらの理由は全て、狭山池灌漑域における狭山藩領村々、そして同藩の経済的利益や百姓成立を追求する意図のもとに集約できる。

一方、狭山藩の預所支配に関する幕府中央での判断、あるいは同藩に対する期待は、いかなるものであったのだろうか。享保七年、前年に行われた河川見分の結果を踏まえて撰河国役普請制度から畿内国役普請制度に改められ、堤防普請は制度的に強化された。その上で、同年三月以降、河川管理上大きな問題にならない限り、流作場を含む新田開発を積極的に認めていく政策がとられることになった。^⑯池内新開を財源に利用した公儀普請というシステムは、大規模普請を可能にした上で、新田からの年貢収入によってこれを補うという点で、大河川治水の手法と理念的に共通している。そして、幕府勘定所によって承認された、池守による樋役人指揮の体制の維持・強化、土砂留制度を補強する土砂改といった狭山藩

の政策は、池守を務める田中氏との領主・領民関係、池の治水に関する経験、池との地理的近接性や非常時に出勤可能な藩士の数といった、近隣の他の藩や大坂町奉行所・幕府代官にない狭山藩に特有の側面を活かした治水強化策であった。

享保期の狭山藩は、個別領主として水害激発状況への対策を必要とし、^⑦一方で、第一章で確認した通り、幕府により進められる直轄都市および幕領を優先する性格を内包した治水制度再編にも対応を迫られていた。狭山藩による狭山池預所支配の成立は、同藩のそうした利害と、治水という広域支配の強化・政務負担軽減と個別領主の不満・危機の解消を実現しようとする幕府側の意向の所産であった。そのようにして形成された大名預所を組み込んだ治水のあり方は、河川支配管轄域の分割・専管化により、奉行所・大名の支配区域を単位として所領横断的かつ一円的な管理・対応を目指したものと判断できる。その際、これまで土砂留制度に起因されてこなかった小規模な外様大名を治水に関与させた点は、元禄期以降の京都常火消などで確認されるように、上方の幕藩領主の統合的支配のうちに小規模な外様大名が組み込まれるようになっていく傾向^⑧に位置づけられよう。

- ① 享保六年七月「定」（田中家文書、『市史五』四五）。
- ② はじめに註⑨山口論文。第一章註⑬福島論文。
- ③ 第二章註⑯。
- ④ 享保七年五月「御預り所狭山池諸事定帳」（田中家文書、『池』一三四）。本史料は、はじめに註⑦水本論文Bが提示した「御預り所狭山池新開諸事定帳」の異本である。内容はほぼ同様であるが、大坂町奉行・勘定所との交渉を経て決定された事項が付箋に記されている。
- ⑤ 享保一八年頃「狭山池諸覚書」（田中家文書、『市史五』四四）。
- ⑥ 註④。
- ⑦ 寛延元年九月「河州丹南郡狭山池御普請覚」（田中家文書、『市史五』六一）。
- ⑧ はじめに註⑨山口論文。なお、元禄一四年の「修復料」設定後の段階では、半田村の百姓が下作をしていたことが確認できる。元禄一五年七月「相定候証文之事」（田中家文書、『市史五』二〇一）。
- ⑨ 第一章註⑳。本史料が水下村々に出された時期は存寄帳・諸事定帳と同月であるが、その理由には、存寄帳・諸事定帳の正式な提出以前に、勘定所周辺との間で内証での合意がすでになされていた可能性が考えられる。
- ⑩ 享保七年一月「請取申銀子之事」（田中家文書、『市史五』五〇）。
- ⑪ はじめに註⑦水本論文A。
- ⑫ 卯（享保八年）六月二日「河州狭山池水掛り口川筋土砂改之義二付鈴木飛騨守殿并岡部内膳正殿家来江往答之扣」（田中家文書、七九―七九）。同史料の全文および交渉過程の詳細は、はじめに註⑦島本論文を参照。

- ⑬ はじめに註⑧岩城論文・藤本論文。
 ⑭ 元文二年三月「河内国村々高帳（山口博司氏所蔵文書、『美原町史 第四卷』一九九三年、二六一・二九頁）。
 ⑮ 第一章註②。
 ⑯ はじめに註②⑩村田論文E。
 ⑰ 笠谷和比古「宝永五年の「国役普請」をめぐる——幕藩制政治史 研究序説——」、『日本史研究』一六二、一九七六年、四九・六九頁。
 ⑱ 同「国役普請論」『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、三二九・三三八頁（初出一九七六年）。
 ⑲ はじめに註⑧横田論文。

おわりに

本稿では、所領錯綜地域・上方の幕府と大名による統合的支配における大名預所の位置づけを検討すべく、享保期に設定された狭山藩による狭山池預所を分析した。その結果、水害・土砂堆積の激化、幕府の治水制度再編や所領変化による地域の水利・水防秩序の動揺を背景に、狭山藩が自領村々と藩自身の存立を求めて狭山新宿の支配を要求したこと、大坂町奉行所は池の保全と周辺の治安維持を重視してこれを支持し、幕府中央側は地方支配再編と治水強化を目指して、支配の必要性と狭山藩の能力を踏まえて、同藩に狭山新宿・狭山池・池内新開の預所支配を認めたことを明らかにした。狭山藩の利害に基づく大名預所としての政策を一部組み込んだ幕府広域支配による治水は、同時期の河川支配管轄域の分割・専管化傾向に基づき、小規模外様小藩を組み込んで支配・管理の強化と政務負担軽減の両立を目指したものと推定できるとする。

本稿で検討した幕府広域支配と大名預所との関係は、今回のような治水の事例のみに限定されるものではなく、「はじめに」で挙げた高槻藩預所における同藩の広域的な警察権の事例も同様に位置づけられる。今後、狭山藩以外の上方や他地域の大名預所の事例についても、同様に広域支配との関係という視点から検討されなければならないであろう。また、広域支配と大名の支配区域の利害という問題に関しては、享保一年（一七二六）に摂津国有馬・川辺・武庫郡を対象に、尼崎藩主を担当大名とする土砂留管理が開始されている^①。右三郡の土砂留は武庫川を対象としたものであるが、武庫川は

大坂の治水とは直接関連せず、むしろ尼崎藩領を含む流域の治水との関係で設定された可能性が考えられる。同様の事例について、さらなる考究が求められよう。

なお、本稿では狭山池大名預所成立期の分析を重視したため、治水政策確立後の動向、そして寛延元年（一七四八）の預所支配廃止に至る過程とその理由については検討できなかつた。狭山池預所廃止の理由は現在のところ明確にされていない。ただし、廃止前年の延享四年（一七四七）、狭山藩は幕府勘定所に狭山池底の浚渫計画を提出しており、その普請計画・費用が大規模であつたこと、また、浚渫計画と同時に、狭山池灌漑域とその近隣の幕領を新たに預所として追加し用水利用上の紛争を抑止したいとの要求が含まれていたことが、廃止の背景にあつたと推測されている^③。本稿の分析を踏まえれば、幕府の治水構想における狭山池の位置づけからみた浚渫普請の必要性、そして、用水秩序を調停する権力としての立場という二点において、幕府広域支配と狭山藩の大名預所支配との利害が一致しなかつたことが問題になつたと推定される。この点については延享期の幕政の動向と合わせて検討する必要があるが、稿を改めて論じることにはしない。

① はじめに註⑦水本論文A。

② 岩城卓二「畿内・近國の河川支配——大和川堤防を中心に——」はじめに註⑧岩城著書、二六四—二九六頁（初出二〇〇五年）。

③ 第一章註⑩『大阪狭山市史第一巻 本文編通史』三三三—三三四頁（村田路人執筆）。

【付記】本稿執筆に際し、史料所蔵者のみなさま、ならびに資料閲覧にご高配を賜つた大阪府立狭山池博物館、大阪狭山市教育委員会のお世話になりました。末尾ながら記して感謝申し上げます。本稿は、日本学術振興会平成二八年度科学研究費補助金（特別研究員研究奨励費、課題番号15J04159）による成果の一部である。

（京都府立大学大学院文学研究科博士後期課程）

Athenian society. Considering all these aspects, it seems necessary to dismiss the traditional view of bankers as “outsiders”.

The *Sayama* Domain’s Administration of the *Sayamaike* Reservoir
under the Rule of the Tokugawa Shogunate in the *Kamigata*
Region circa the Beginning of the Eighteenth Century

by

SHIMAMOTO Kazuyuki

This article addresses the question of how the Sayama domain, under the rule of the Tokugawa shogunate in the Kamigata region, came to administer the Sayamaike reservoir at the beginning of the eighteenth century, despite it being customary at that time to place responsibility for managing rivers, lakes and reservoirs with administrators of the shogunate. This paper will also illuminate the structure of government, and the methods of flood control employed by the shogunate and domainal lords of the period.

From the middle of the seventeenth to the early eighteenth century, the shogunate established a system for maintaining dikes on the banks of large rivers, such as the Yodo and Yamato. Under this system, the responsibility for funding maintenance and mobilizing workers in the Kamigata region fell to the shogunate, not the local domains. This did not, however, apply to smaller and medium-sized rivers, lakes and reservoirs, such as Sayamaike. The *hiyakunin*, those in charge of managing this reservoir and controlling its sluice gates, were not under the jurisdiction of the Sayama domain or the shogunate, but were instead subjects of the Kawagoe domain. As a result, they would not comply with orders from the Sayama domain, even if these orders were issued in the event of a flood as part of an attempt to defend the reservoir. When a flood did occur in 1716, this resulted in the *hiyakunin* failing to prevent a dike of the Sayamaike reservoir from bursting. To compound matters, since administrators of the shogunate were not responsible for maintaining Sayamaike under the system in place at the time, they did not fully cover the cost of repairs to the reservoir.

In 1718, after the aforementioned flood, Hanamura Zensuke, a retainer of the Sayama domain, applied to the Osaka Machibugyo-sho, a department of

river management in Kawachi province, to obtain jurisdiction over the *hiyakunin* in order to resolve the problem of flood control at Sayamaike. The official in charge of the department supported the request, arguing that granting the Sayama domain control over the *hiyakunin* would enhance the efficacy of the department's flood control, thus increasing the safety of areas surrounding Sayamaike. In the twelfth month of that same year, the head of the department of the Osaka Machibugyo ordered that in the event of a flood, the *hiyakunin* were obliged to obey commands issued by the Sayama domain, although the official did not go so far as to place the *hiyakunin* under permanent jurisdiction of the Sayama domain.

In the following year, the Sayama domain petitioned the central authority of the shogunate in Edo for complete jurisdiction over the *hiyakunin*. They argued that personnel from the Sayama domain could be dispatched to Sayamaike more quickly, and so defend it from floods more effectively than those of the Kawagoe domain or the Osaka Machibugyo-sho, due to the relative proximity of their lord's residence to the reservoir. Another motivation for their petition for jurisdiction over Sayamaike was the domain's desire to adequately irrigate villages within its own territory, as well as those subject to other lords and to the shogunate. The *hiyakunin* and the villages in the area irrigated by Sayamaike that did not already fall under the jurisdiction of the Sayama domain were opposed to the request, as they stood to lose a fair share of control over their self-governance, as well as management of the reservoir and its water. In 1721, after surveying *hiyakunin* and the officials of these villages, the central shogunate authority granted the Sayama domain jurisdiction over the entire reservoir, *hiyakunin* and farmlands in the surrounding area, in place of the shogunate, with the stipulation that this did not constitute a transfer of territory from the shogunate to the domain.

Exercising its newly acquired power, the Sayama domain established a new system of flood control at Sayamaike. It redefined the duties of the *hiyakunin* to obey the domain's orders, and institute a rule regarding the cost of repairs to the reservoir; it allocated taxes from the surrounding farmlands to the shogunate for the costs incurred. In 1723, the Sayama domain petitioned the central authority of the shogunate and the Osaka Machibugyo-sho for the right to patrol areas upstream from Sayamaike in order to prevent soil erosion into streams, despite the fact that the shogunate had put the Kishiwada domain in charge of inspecting and managing erosion in those areas thirty-four years earlier. The shogunate

eventually granted the Sayama domain oversight, under the jurisdiction of the Osaka Machibuyo-sho.

The Sayama domain sought to control Sayamaike in order to serve its own interests, and to prevent disasters within its territory and in the vicinity of the lord's residence. For its part, the shogunate sought to involve the Sayama domain in the restructuring and management of rivers in the Kamigata region at that time, by granting it jurisdiction over the reservoir. In doing so, the shogunate also intended to help the domain with its efforts to avoid flood disasters within its own territory.

The Development of Water-Rights Projects and Traditional Water
Rights in the Modern Japanese City: A Consideration of
the Hydraulic Usage of the Itoh Waterwheel on the Kamogawa
Canal Section of the Biwako Canal

by

SHIRAKI Masatoshi

In scholarly writing on water rights (*suiri*) during the modern era in Japan, the most studies have chiefly dealt with water rights for irrigation in farming area, and those dealing with city have been rare. The Biwako Canal project dealt with in this article was a public water-rights project managed as a municipal enterprise by Kyoto city from its beginning in 1892: it was precisely a water-rights project managed by a city administration. This enterprise was a multipurpose water-rights project in which water was to be used for various ends—waterpower, the generation of electricity, water transport—and not only for irrigation. It was social infrastructure that propelled the modernization of the city of Kyoto. Although previous studies of the history of the modern city in Japan have seen the formation of the “relationship between the *bürger* and *Öffentlichkeit*” (bourgeois or the citizens of the city and public space) in cities as advocated by German sociologist Jürgen Habermas as an indispensable object for verification, they have proceeded without inquiring fully into his concept of “the relationship between the bourgeois and public space.”